

令和8年3月12日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

各種資格関係の届出等に係る留意事項について

各種資格関係の届出等の際は、次のことにご留意くださいますようお願い申し上げます。

健康保険証として利用登録されているマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）の利用推進にご協力ください

健康保険証は「令和7年12月2日」をもって使用できなくなりました。マイナ保険証の登録及び利用推進について加入者の皆様に引き続きご周知くださいますようお願いいたします（マイナ保険証の利用については、別紙（医療を受けるならマイナ保険証！）を参照）。

マイナ保険証の有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証として利用できなくなりますので有効期限には十分注意いただき、速やかに各市区町村の窓口で更新手続きを行っていただきますよう、加入者の皆様にご周知をお願いいたします。

【氏名変更届】・【被扶養者異動届（氏名変更）】並びにマイナ保険証の氏名変更手続きについて

各市区町村の窓口でマイナンバーカードの氏名変更手続きを行った場合、当組合への氏名変更の届出も忘れずをお願いいたします。

【被保険者資格取得届】・【被扶養者異動届（認定・氏名変更）】・【氏名変更届】に記載する外国人氏名は、住民票に記載されている表記・カナで届出ください

外国人の氏名は、住民票の記載通り（アルファベット表記のみの場合は、カナに変換）で届出ください。また、被保険者資格取得届について電子申請及び電子媒体により手続きされる際に、氏名欄に氏名が入りきらない場合は、備考欄等で正しい氏名の情報をお知らせください。

【例】「YAMADA JANET JACKSON（通称名：山田 ジャネット）」の届出

ヤマダ ジャネット ジャクソン → ○（カナ変換氏名）

山田 ジャネット → ○（通称名）

山田 ジャネット ジャクソン → ×（カナ変換氏名と漢字が混在）

ヤマダ ジャネット ジャクソン → ×（スペースが表記通りでない）

【被保険者資格取得届】・【被扶養者異動届（認定）】 事実発生から5日以内にご提出ください

被保険者資格取得届・被扶養者異動届（認定）の提出について、確実に雇用されることが見込まれる「内定者」については、入職日を待たずして個人番号の提出を求めることが可能となっておりますので、入職日前に届の作成を行うなど速やかな提出に努めていただきますようお願いいたします。

また、出生の子については、出生届提出後、個人番号の通知がすぐに届かない場合は、住民票等で個人番号をご確認ください。

【被扶養者異動届（認定）】は原則5日以内にご提出ください

届出は原則5日以内（健康保険法施行規則第38条）ですが、扶養事実発生日から2週間以内に被扶養者異動届及び扶養認定に係る不備や不足がない必要書類（以下、「必要書類」という。）が全て当組合にて受付された場合に限り、扶養事実発生日を扶養認定日といたします。

それより後の届出については、原則、必要書類が全て当組合にて受付された日を扶養認定日とします。

また、当組合受付日から2週間経過しても必要書類が全て揃わない場合は返戻いたします（再申請される場合は、必要書類が全て当組合にて受付された日が扶養認定日となります）。

ただし、やむを得ない理由により遅れた場合、申請者等の申し出により当組合が認めた場合に限り、扶養事実発生日を扶養認定日として遡る場合があります（※遡りの認定は原則いたしません。新生児については出生日を扶養認定日とします）。

【例】扶養事実発生日 4月1日

当組合受付（不足等なし）	4/14	→	4/1 認定可
	4/15	→	4/1 認定不可

【被保険者資格取得届】・【被扶養者異動届（認定）】 住民票上の住所の記載が必須です

省令改正（令和5年12月8日施行）により加入者情報について、健康保険組合が住民票上の住所情報を管理することとなっておりますので、届出の際に住所の記載をお願いいたします。

なお、「被保険者資格取得届」・「被扶養者異動届（認定・氏名変更）」や、「氏名変更届」のご提出後に住民票の住所を変更した場合は、別途「住所変更届」の提出をお願いいたします（提出時に、既に住民票を変更済の場合は、「住所変更届」は不要です）。

【被保険者資格取得届】・【被扶養者異動届（認定）】・【氏名変更届】 資格確認書の発行有無を必ずご確認ください

資格確認書の交付が必要な場合は、交付理由を確認し、「資格確認書交付申請書」の添付が必要となります。交付理由以外の交付は行わないため、必要な理由を確認のうえご提出ください。

【被保険者資格喪失届】・【被扶養者異動届（削除）】 事実発生から5日以内にご提出ください

個人番号による情報連携により、被保険者及び被扶養者の資格喪失手続きが未処理の場合、次の加入先で資格取得手続きができない場合がありますので、速やかに届出ください。

【被保険者資格喪失届】・【被扶養者異動届（削除）】 資格確認書等について、速やかな回収を徹底してください

資格確認書等（健康保険資格確認書、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用認定証、健康保険限度額適用標準負担額減額認定証）の交付がある場合は、届書に必ず添付してください。

また、未返却の資格確認書等については、資格喪失後、使用できないことを被保険者及び被扶養者あて周知くださいますようお願いいたします。

【被保険者資格喪失届】・【被保険者資格取得日】 喪失日と取得日の重複（資格重複）にご注意ください

退職前の有給休暇消化中に次の職場で勤務を開始し、後日、日本年金機構等から二以上事業所勤務者として届出るよう指摘されるケースが増えており、事業所側でその事実を把握していない場合、就業規則の副業の禁止などを理由に遡って資格喪失日・資格取得日の訂正を行う例が散見されております。このようなときは、保険料の調整・医療費の返還等が発生しますので、事業所の担当者様におかれましては、退職・入職をされる被保険者の皆様へ就業状況をご確認くださいませようお願いいたします。

【月額変更届】・【産前産後休業終了時月額変更届】・【育児休業等終了時月額変更届】 事実発生後、速やかにご提出ください

届出が遅れるとオンライン資格確認システム上に誤った自己負担限度額、または高齢受給者証の負担割合が表示され、後日、医療費の返還等が発生する場合がありますので、月額変更該当する場合、速やかに届出ください。

【各種届出】 届出書は、「写し」ではなく「原本」をご提出ください

紙の帳票でご提出いただく各種届出書について、「写し」をご提出される事例があります。以下の例を参考に、届出書は提出の都度、必ず「原本」をご提出ください（※給付関係の各種届出についても同様）。

【例】 記入、スタンプ等押印したものを提出 → ○ 可

記入、スタンプ等押印したものをコピーし提出 → × 不可

パソコン等で作成し印刷をかけたものを提出 → ○ 可

パソコン等で作成・印刷したものをコピーし提出 → × 不可